【ごみ処理施設整備基本構想（案）概要書】

【ごみ処理施設整備基本構想とは】

市町村はごみの処理について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）において、「分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分」や「一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項」などを記載した「一般廃棄物処理計画」（以下「基本計画」という。）を定めるものとされています。

本市では平成２３年８月に基本計画を策定し、ごみの減量化（３R：発生抑制・再使用・再利用）施策を推進してきましたが、ごみの資源化が進んでいない状況です。

また、本市環境衛生センター甘南備園のごみ焼却施設は昭和６１年１２月の稼働以降、適切な維持補修を行って来ましたが、主要施設の大規模な更新が必要な時期となりました。

そこで、ごみ処理に関して、これまでの環境保全に加え、循環型社会づくりへの貢献が重視されるようになってきたことを踏まえて、更なるごみ減量化施策や老朽化するごみ焼却施設の後継施設（建て替え）、また、これら課題に対処する方法として、ごみ処理の広域化などに対する基本的な考え方（基本構想）について、市議会議員や一般市民などの方々で構成された「京田辺市ごみ減量化推進審議会」に昨年１２月に諮問し、本年９月に答申されました。

この基本構想（案）は、その答申を尊重し、内容について十分な検討を行い、市としての基本的な考え方についてとりまとめたものです。

【基本構想（案）の概要】

第１章　ごみ処理の現状

現在のごみの排出量、ごみの性状、処理施設の現状、分別区分、収集処理体制、基本計画目標値と実績などについて、整理しました。

第２章　今後の分別収集するごみの種類及びその区分

現在実施中のごみ減量化施策とごみ資源化に向けた新たな分別区分の設定について検討しました。

第３章　その他プラスチック製容器包装類の分別について

前章で述べた新たな分別収集区分のうち、その他プラスチック製容器包装類について検討を行い、その結果、その他プラスチック製容器包装類の分別を適切な時期に実施することにしました。

第４章　人口及びごみ排出量の将来予測

ごみ処理施設整備（施設更新）に必要な、将来の人口、ごみ排出量、リサイクル率、焼却ごみ量について推計しました。

第５章　基本的条件の整理

ごみ処理技術の動向や活用すべき国の交付金制度を整理しました。

第６章　施設整備基本構想

ごみ処理技術の比較や焼却残さ（焼却灰）の処分方法、余熱利用計画、環境保全計画について検討しました。その結果、生活環境の保全や循環型社会への貢献を重視し、併せて確実にかつ安定的に処理できる施設として、熱回収施設（焼却方式）が妥当となりました。

第７章　建設適地

ごみ処理施設の後継施設（施設更新）の適地について検討しました。その結果、後継施設の建設場所は、現甘南備園焼却施設の建て替えであることから、現施設の敷地（拡張を含む。）が最も適した地域となりました。

第８章　ごみ処理広域化の検討

ごみ処理施設の運営体制について検討を行いました。その結果、本市は枚方市とごみ処理広域化を行うこととし、広域処理を行う新たなごみ処理施設（以下「新施設」という。）は、本市の甘南備園（拡張を含む。）に建設します。また、その新施設を更新する場合の次期後継施設は、枚方市東部清掃工場用地に建設します。

第９章　事業計画

概算事業費や財源計画、施設整備スケジュールについて検討しています。

【現在の甘南備園】

【今後の進め方】

・市は、この基本構想（案）を基に、現焼却施設の建て替えであることから、周辺住民のみなさんに対して開催した説明会や全市民を対象としたこのパブリックコメントでいただいたご意見などを踏まえ、必要な修正などを加えた上で、基本構想を確定して行きます。